

岩手医科大学動物研究センター規程

(設置)

第1条 岩手医科大学の医歯薬総合研究所に岩手医科大学動物研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における動物実験、実験動物の管理・研究等を行うことを目的とする。

(センター長等)

第3条 センターにセンター長を置く。センター長は、組織規程第36条の2第2項の規定により選任する。

2 副センター長は必要の場合これを置くことができる。副センター長は、センター長及び医歯薬総合研究所長の推薦に基づき学長が任命する。

3 センター長及び副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(構成)

第4条 第3条のほか、センターに職員若干名を置く。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、岩手医科大学動物研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会規程は、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの組織等に関する必要な事項は、運営委員会の議を経て学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成2年11月13日から施行する。

2. 平成11年12月14日一部改正。

3. 平成19年4月1日一部改正。

4. この規程は平成23年4月1日から施行する。(平成23年6月8日 一部改正)

5. この規程は平成26年1月28日から施行する。(平成26年1月28日 一部改正)

この規程の施行の際に現にセンター長である者は、改正後の第3条第1項の規定により任命されたものとみなす。